証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
VI 施行日 (略) (新設)	VI 施行日 (略) (改正) 本指針は、令和6年4月11日から適用する。
WI 参考 (別紙) ・検査対象先 (1) ~ (40) (略) (41) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する 法律第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 82 条第 2 項第 1 号 及び第 2 号) (42) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供に 関する法律第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 82 条第 2 項 第 3 号及び第 4 号) (43) (略) (以下略)	 Ⅶ 参考 (別紙) ・検査対象先 (1) ~ (40) (略) (41) 金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用 環境の整備等に関する法律第36条第1項及び第2項、第137条第2項第1号及び第2号並びに第3項) (42) 認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供及 び利用環境の整備等に関する法律第49条第1項及び第2項、第137条第2項第3号及び第4号並びに第3項) (43) (略) (以下略)